

狂犬病予防業務関係手数料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に基づき、狂犬病予防業務関係手数料の徴収を、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの期間、次のとおり委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和6年10月10日

新潟市長 中原 八一

番号	指定獣医師名	住所	
74	伊藤 大樹	新潟市江南区丸山ノ内善之丞組 345-3	公益社団法人新潟県獣医師会 会長理事 佐藤 博 (新潟市中央区新光町 15-2 新潟県公社 総合ビル)
75	関 康平	新潟市東区太平 1-2-11	